! ご注意ください

未成年のお子さんがいらっしゃる方へ

令和8年4月1日※以降、離婚届を提出する方で、未成年のお子さんがいらっしゃる場合、**離婚届と一緒に 別紙** の提出が必要です。

※改正民法が施行され、父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されます。

↓詳しくはコチラ
（姶良市 HP）

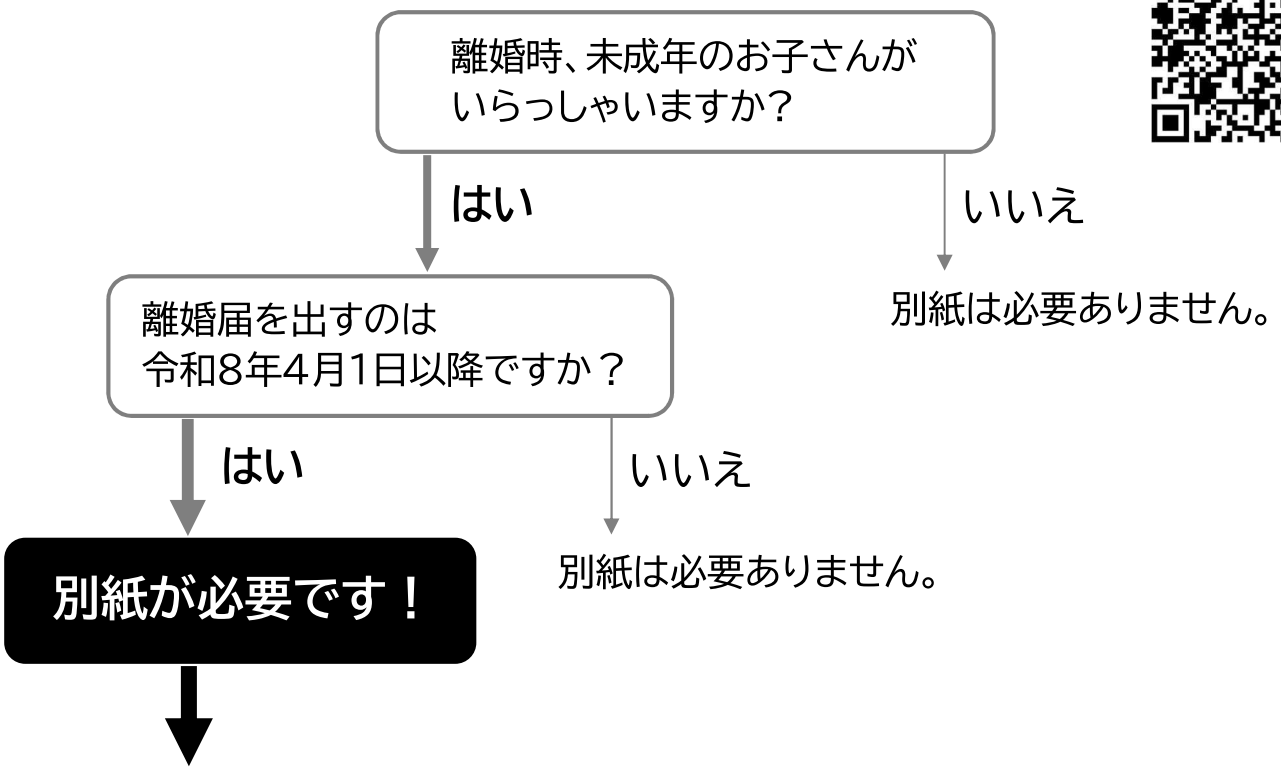

詳しくは、裏面の記載例をご確認いただき、夫・妻がご記入ください。

【問合せ】姶良市役所　市民課　戸籍係
☎ 0995-66-3159

別紙および離婚届の記載例と記入の注意点

記入がない場合、受理できなかったり、再提出することになったりしますので、下記をよく読んで、もれなく記入してください。

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。
本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子		
	父（夫）が親権を行う子		
	母（妻）が親権者を行う子		
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ✓離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ✓離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	
届出人署名（※押印は任意）	夫 **戸籍 太郎** 印	妻 **戸籍 花子** 印	

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
✓取決めをしている。　□まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
✓取決めをしている。　□まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
✓取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

未成年の子について、親権を行う子の氏名を**必ず**ご記入ください。

夫・妻が、チェックおよび自筆署名を**必ず**してください。

あてはまる項目にチェックをしてください。

離婚届

未成年の子の氏名欄の記入は、不要です。

(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子

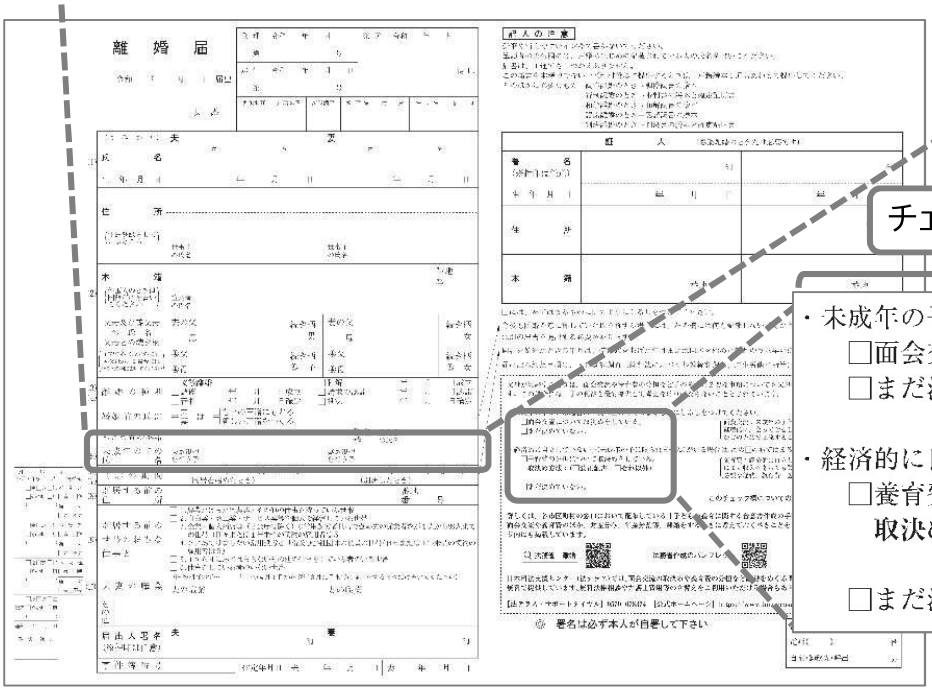

チェック欄の記入は、不要です。

・未成年の子がいる場合は，次の□のあてはまるも
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られ
□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：（□公正証書　□それ以外）

□まだ決めていない。

書き方が分からないときは、ご連絡ください。　　**姶良市役所　市民課　戸籍係　☎0995-66-3159**